

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進				番号	⑪	(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		8年度 当初予算額			9年度 概算要求額					
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	財務本省	経済協力費	経済協力に必要な経費		86,956,361			208,574,327					
	小 計				一般会計	86,956,361			208,574,327					
					<		> の内数	<		> の内数				
					特別会計									
					<		> の内数	<		> の内数				
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの														
	小 計				一般会計									
					<		> の内数	<		> の内数				
				特別会計										
				<		> の内数	<		> の内数					
合 計					一般会計	86,956,361			208,574,327					
					<		> の内数	<		> の内数				
					<		> の内数	<		> の内数				

○ 政策目標 6 - 2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

地球規模課題の深刻化や、分断と対立によるグローバル・ガバナンスの揺らぎによって、国際情勢は複合的な危機に直面しています。このような状況下で、世界経済の中で大きな地位を占める我が国は、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。

こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、民間資金動員や経済安全保障等の新たな社会的要請への対応や、デジタル、グリーンなどの成長分野への投資の促進も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-2-1 : ODA等の効率的・戦略的な活用

政6-2-2 : 有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等

政6-2-3 : 債務問題への取組

政6-2-4 : 開発途上国に対する知的支援

関連する内閣の基本方針

- 「開発協力大綱」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定）
- 「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）
- 「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定）

政策目標 6 - 2 についての評価結果

政策目標についての評価

S 目標達成

評価の理由	ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。その上で、全ての施策の評価が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評価を「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) JICAの円借款や海外投融資、JBICの出融資等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。 ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。 MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、開発途上国のニーズに合わせた柔軟かつ効率的な協力を努めています。 (令和7年度行政事業レビューとの関係) - アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金(JFPR)への拠出他21事業(予算事業ID:001385~001387、001389~001404、001408、005638、021600) 国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルに従い適切に運用し、事業完了後の効果の持続については、継続してモニターすることで、問題点があれば改善するよう努めるとともに、広報機能の強化に努めました。 - 独立行政法人国際協力機構(JICA)有償資金協力部門への出資(予算事業ID:001406) JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、JICAの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。

施策	政6-2-1: ODA等の効率的・戦略的な活用
取組内容	我が国は、SDGs(用語集参照)やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を積極的に推進する一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、ODAについてはこれまで以上に戦略的な実施や開発効果の向上等に努めていくことが課題となっており、令和5年6月9日に閣議決定された「開発協力大綱」でも示された通り、ODA等について一層効果的・戦略的に活用することが求められています。 財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、有償資金協力(円借款(用語集参照)等)・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関(MDBs)及び諸外国との援助協調の推進、国別開発協力方針の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行(JBIC)の機能強化等に取り組んでいるところであり、引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用

(目標の内容)

円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。

(目標の設定の根拠)

我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

JICAを通じて、新興国・開発途上国への着実な支援等を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に努めました。

- ・ 政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和7年度中に計4件、約3,433億円（交換公文ベース）の本邦技術活用条件（STEP）による円借款供与や計27件、約2,025億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。
- ・ 海外投融資については、MDBsとJICAとの協調融資の枠組も活用し、効率的かつ戦略的な支援実施に努めています。例えば、ASEAN地域等では、ADBとJICAの協調融資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金2（LEAP2）に取り組んでいます。また、中南米・カリブ地域においては、新たに、米州投資公社（IDB Invest）とJICAの協調融資枠組である「中南米・カリブ地域民間セクター開発信託基金（TADAC）」を通じて、案件形成の促進に取り組んでいます。
- ・ また、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、民間資金動員を促進すべく、独立行政法人国際協力機構法JICA法を令和7年4月に改正し、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債券取得及び債務保証を可能にする等、JICAの機能強化を行いました。また、TICAD9では、JICAが民間資金の呼び水として劣後出資等を行う「民間資金動員業務」の創設と当該スキームを活用したJICAとAfDBにおける協調出資等に取り組む旨発表しました。

上記実績のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-1-B-2 : 国際協力銀行（J B I C）を通じたその他の政府資金（O O F）の効率的・戦略的な活用

（目標の内容）

J B I Cの機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。

（目標の設定の根拠）

「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、J B I Cの実施するO O F（Other Official Flows）との連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進するため、J B I Cの機能強化も行いつつ、J B I Cの実施するO O Fを効率的・戦略的に活用しました。

【ファシリティ等を通じた支援】

J B I Cは、令和7年度において、地球環境保全業務（G R E E N : Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation）で計8件、約1,271億円の出融資等を承諾するなど、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。また、令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和7年10月末までに、計382件、約60,411億円の出融資等を承諾しています（経過措置案件を含む）。また、令和7年9月には、日米政府の戦略投資イニシアティブに基づく速やかな投資、日本企業の戦略的な分野における海外展開の強化や強靱なサプライチェーン構築を強力に後押しする観点から、「日本戦略投資ファシリティ」を創設しました。本ファシリティを通じた支援としては、令和8年3月までに81件、約18,498億円の出融資等を承諾しました。

【法令改正を踏まえた機能強化】

さらに、昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要があることを踏まえ、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度の創設等を盛り込んだ、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案」を令和8年3月に国会に提出しました。また、令和5年の法改正で実現した機能強化を活用し、サプライチェーンの強靱化やスタートアップ支援等の取組も引き続き進められました。

上記実績のとおり、地球規模課題の解決への貢献や、新たな課題へ対応するための機能強化に向けた取組を推進したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載の通り、JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、適切な事業規模も確保し、世界銀行等の他機関との連携や民間資金動員の促進も図りながら、新興国・開発途上国への支援等を行うなど、円借款等の更なる効果的・戦略的な活用を図りました。また、JBICについては、ファシリティ等による支援を通して、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況」 ○参考指標 2 「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】 ○参考指標 3 「海外投融資実施状況」 ○参考指標 4 「円借款の標準処理期間の達成状況」 ○参考指標 5 「JICAの詳細型事後評価完了案件の分布」 ○参考指標 6 「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】

政 6 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況

(単位：百万ドル)

	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
ODA	13,660	15,765	16,747	18,662	15,246
ODA以外の政府資金（OOF）	4,898	591	-682	-1,539	6
民間資金（PF）	13,309	21,502	24,308	28,162	18,871
非営利団体による贈与	606	636	750	623	537
資金の流れ総計	32,472	38,496	41,123	45,908	34,660

(注) 支出純額（ネット）ベース。暦年。

(出所) 財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標 2：円借款実施状況【再掲（総 5 - 1：参考指標 5）】

参考指標 3：海外投融資実施状況

(承諾額ベース、単位：件、億円)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
件数	10	13	21	13	18
金額	734	1,167	1,267	3,385	4,149

(出所) 国際協力機構「有償資金協力勘定 業務報告書」

(https://www.jica.go.jp/about/disc/settle/index.html)

参考指標 4：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」（9 か月間）の達成率

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
達成率	76.7%	64.3%	52.2%	74.4%	64.9%

(出所) 外務省 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html)

参考指標 5：JICAの詳細型事後評価完了案件の分布

令和 7 年度外部評価結果

(総合評価)

レーティング	A (非常に高い)	B (高い)	C (一部課題がある)	D (低い)
総合評価	53% (31 件)	37% (22 件)	8% (5 件)	2% (1 件)

(項目別評価)

	④非常に高い	③高い	②やや低い	①低い
妥当性・整合性	7% (4件)	93% (55件)	0% (0件)	0% (0件)
有効性・インパクト	2% (1件)	85% (50件)	14% (8件)	0% (0件)
持続性	7% (11件)	49% (28件)	34% (20件)	0% (0件)
効率性	8% (5件)	47% (28件)	37% (22件)	7% (4件)

(出所) 国際協力機構

(注 1) 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

(注 2) 国際的基準に基づき、①妥当性・整合性、②有効性・インパクト、③持続性、④効率性について評価を実施したうえで、総合評価を A～D の 4 段階でレーティング (格付)。令和 7 年度は 59 件が総合評価の掲載対象。

参考指標 6：国際協力銀行 (JBIC) の出融資保証業務実施状況【再掲 (総 5－1：参考指標 6)】

施策	政 6-2-2：有償資金協力 (国際協力機構 (JICA) を通じた支援) 並びに国際協力銀行 (JBIC) 及び国際開発金融機関 (MDBs) を通じた支援等
取組内容	財務省は、有償資金協力 (JICA を通じた支援) や JBIC 業務、MDBs に関する業務を所管する立場から、以下の通り取り組んでいきます。 A 有償資金協力 (JICA を通じた支援) 開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、開発途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。 円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMF をはじめとする国際金融機関の知見も活用しつつ、開発途上国の財政や国際収支の状況を分析する等、債務持続可能性に目を配るとともに、世界銀行をはじめとする MDBs との連携を促進する等、援助効果の向上に努めています。こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定される国別開発協力方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画していきます。海外投融資 (用語集参照) については、民間金融機関や国際金融機関、円借款などの他のスキームとの一体的な実施を通じて、一層効果的な開発効果の発現を実現できるよう取り組んでいきます。 また、令和 5 年に策定された「開発協力大綱」や、その後の「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」の提言の内容を踏まえ、地球規模課題の解決のための民間資金動員等の推進や、海外投融資のリスクテイク機能強化も進めていきます。 引き続き、アジア地域をはじめ、世界各地域に対し、その必要性和特性に応じ、世界銀行、アジア開発銀行などの MDBs との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていくほか、更に技術協力・無償資金協力との有機的連携を進めていきます。 B JBIC を通じた支援

J B I Cについては、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努め、こうした取組により、開発途上国等の持続的発展に貢献していきます。

令和 5 年10月には、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法が全面施行され、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル、グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し、そして国際協調によるウクライナ復興支援への参画が可能となりました。

こうした枠組も活用し、開発途上国等を支援すると共に、日本企業の国際競争力の維持・向上を支援していきます。

C M D B s 等を通じた効率的・戦略的な支援

世界銀行、アジア開発銀行等のM D B s は開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。M D B s は、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うことに加え、気候変動等の地球規模の課題への対応についても重要な役割を果たしています。

我が国は、開発分野で重視するテーマについて、M D B s を重要なパートナーとして協働して取り組んでいきます。例えば、日本議長下のG20（用語集参照）の成果である「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の推進や、日本が国際的な議論を主導してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（U H C）（用語集参照）の推進、途上国における感染症への予防・備え・対応（P P R）の強化等について、M D B s の知見を活用して取組を進めるため、M D B s に設置された日本信託基金やマルチドナー信託基金を通じて、積極的に途上国を支援していきます。

併せて、M D B s の主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のO D A 政策・開発理念や経験・専門的知見をM D B s の政策や業務に反映させ、また、我が国の開発援助にM D B s の経験・専門的知見を活用することで、我が国の支援の効果・効率を増大させていきます。令和 7 年度には、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（I D A）の第21次増資（I D A21）に、アジア開発銀行（A D B）のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金（A D F）の第13次財源補充（A D F 14）に、それぞれ合意するなど、我が国は主要出資国として積極的に貢献しています。引き続き、我が国が開発分野で重視するテーマがM D B s の重点政策として位置づけられ、M D B s を通じた効果的な支援が可能となるよう、交渉や議論に取り組んでいきます。

また、M D B s の既存資本を最大限活用するための方策を検討する取組（G20による「自己資本の十分性に関する枠組みの独立レビュー（C A F レビュー）」）の更なる実施や、民間資金動員の強化、新たな金融手法の開発を含む様々な取組を通じて、気候変動やパンデミック等の地球規模の課題への対応強化や開発効果の最大化を図るM D B 改革が進められる中、令和 6 年11月には、G20リオサミットにおいて、「より良く、より大きく、より効果的なM D B s に向けたG20M D B ロードマップ」が承認されました。そうした中、特に我が国としては、令和 6 年10月に、ドナー国が国際復興開発銀行（I B R D）の融資全体

に保証を提供することで融資余力を拡大する信用補完の枠組みである「ポートフォリオ保証プラットフォーム（PGP）」に対し、10億ドルの拠出を行うことに合意する等、各MDBsやG7（用語集参照）・G20等におけるMDB改革の議論や取組を積極的に主導してきました。今後も、引き続きこうした取組に積極的に参画し、MDBsやG7・G20諸国等との意見交換・議論を活発に行っていきます。

D 国際機関と連携したUHC実現のための支援及びパンデミックへのPPRの強化

UHCは持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして挙げられています。財務省は、国際開発金融機関の主要ドナーとして、世界銀行等と共同して開発途上国におけるUHC推進に積極的に取り組んできました。また、G7やG20等の国際場裡におけるUHC推進やパンデミックへの予防・備え・対応（PPR）強化の議論を先導しています。令和6年のブラジル議長下のG20においては、令和5年の日本議長下のG7で取りまとめた「財務・保健の連携強化及びPPRファイナンスに関するG7共通理解」も踏まえ、パンデミック発生時の「対応」のための資金の強化に向けた議論が継続され、日本も、積極的に議論に貢献しました。

また、令和4年9月に世界銀行に設立された、パンデミックPPRに関する国際的な資金ギャップに対処するためのパンデミック基金（Pandemic Fund）について、財務省は、創設ドナーの一員として、令和6年10月に第2回目の支援案件決定等に貢献するとともに、同基金に対して5,000万ドルの追加貢献の意向を表明しました。

加えて、令和6年4月に、日本は、世銀及び世界保健機構（WHO）と連携し、保健財政等に関する途上国の財務・保健当局の人材育成を支援するため、「UHCナレッジハブ」を令和7年秋に日本に設立することを表明したところ、引き続き、同ハブの設立に向けた取組を進めています。

今後も、関係省庁・国際機関と連携し、財務・保健当局の連携のさらなる強化や、パンデミックPPRを含む国際保健枠組みの強化に取り組むとともに、UHCナレッジハブを含むUHC実現に向けた議論・取組に積極的に参画していきます。

E 気候変動対策及び地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

平成27年12月に行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、「京都議定書」に代わる、2020年（令和2年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組である「パリ協定」（Paris Agreement）が採択されました。同協定は平成28年11月に発効し、令和2年1月より本格実施されているところであり、引き続きこの協定の目的達成に向けた途上国の取組を積極的に支援していきます。

我が国は、世界銀行が管理する信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）（用語集参照）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）（用語集参照）、更には緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）（用語集参照）の主要な拠出国です。関係省庁と協力し、各基金の評議会等への参加を通じてその活動を支援しています。

財務省は、G7、G20及びCOP等の国際場裡において、パリ協定の目的達成に向けた途上国の取組に係る議論や支援に積極的に参画しています。具体的には、対象国の高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するパートナーシップである、「公正なエネルギー移行パートナーシップ」（Just Energy Transition Partnership：JETP）において、インド

ネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しています。さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）においてより大きな役割を果たせるよう、令和5年のG7日本議長下で同志国や世界銀行とともに立ち上げたR I S E（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement：強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）は現在、アフリカ南部地域等での取組を進めています。日本は主要ドナーとして、第9回アフリカ開発会議（T I C A D 9）も見据え、R I S Eの議論・取組に引き続き積極的に参画していきます。

また、日本が最大出資国であるアジア開発銀行（A D B）は、アジア・太平洋地域の気候変動対策支援に積極的に取り組んでいます。令和6年11月には、ドナーからの資金貢献をレバレッジとしてアジア・太平洋地域における気候ファイナンスを拡大する革新的なメカニズムである、アジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（I F - C A P：Innovative Finance Facility for Climate in Asia and Pacific）の運用を開始しました。我が国は、同ファシリティの設立ドナーとして6億ドルの信用補完を提供するとともに、案件組成等を支援するグラント枠に2,500万ドルの貢献を行っており、引き続き、A D Bにおける気候変動対策の取組を支援していきます。

今後も、国際社会とも連携し、気候変動対策及び地球環境保全に向けた取組に積極的に参画していきます。

F ロシアによるウクライナ侵略への対応

国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略は、厳しさを増す東アジアの安全保障を踏まえると、我が国にとっても決して他人事ではなく、ウクライナへの支援は、国際社会全体の責務と言えます。

まず、G7をはじめとした多国間協力の枠組みを通じた支援について、日本を含めた各国のウクライナ支援の根幹となる同国向けI M F支援プログラムに関しては、我が国は令和5年のG7議長国として、同年3月のプログラム開始時から、同年12月の第2次レビューまでの議論の取りまとめを行いました。

特に、戦争が長期化・激化する中、引き続きG7が結束し、ウクライナを支援していくこと、なかでも、I M Fプログラムに基づきウクライナが直面する財政ニーズを支えることが重要です。令和5年の日本のG7議長下から、「ロシアは、自らがウクライナにもたらしている損害を賠償しなければならない」との考えのもと、G7としてロシアの国家資産の活用について検討してきました。令和6年6月のG7首脳会合において、ロシアの国家資産の凍結から生じる特別な収益を返済原資として約500億ドルをウクライナに供与する「特別収益前倒し融資（E R Aローン）」の立ち上げが表明され、同年10月のG7財務大臣会議においては、各融資間の整合性と連携確保に必要な「融資に関する原則と技術的事項」の一致に至ったところです。日本は、同融資に関し、世界銀行に新設された基金を通じ、ウクライナに非軍事向けの使途に限定した財政支援等を実施する予定です。

次に、二国間の取組について、我が国は、ウクライナ及び周辺国に対し、令和6年12月までに、財政支援や人道・食料関連支援等をあわせて計約120億ドル以上の支援を表明しました。このうち、財務省としては、無償支援9.4億ドルと、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和27年法律第191号）の一部改正法（令和5年4月成立）によって可能となった世界銀行融資への信用補完85億ドル等の財政支援に取り組んできており、引き続き着実に実施していきます。

ウクライナの復旧・復興を見据えた支援として、財務省は、民間セクターへの保証業務を行う世界銀行グループの多数国間投資保証機関（MIGA）において、令和5年2月に設立されたウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金に対し、第1号ドナーとして貢献し、ウクライナの復旧・復興に向けた民間資金動員の促進を支援しています。加えて、主に、中東欧等の民間セクター支援を行う欧州復興開発銀行（EBRD）において、日本は主要ドナーとして、令和5年12月に合意されたウクライナの復旧・復興支援のための増資に参画しています。引き続き、ウクライナにおける経済復興を力強く推進する観点から、世界銀行等のMDBsを通じて、主に民間セクターにおけるウクライナ支援の強化に向けて取り組んでいくとともに、現地のニーズを適切に把握しながら、持続可能な支援方法を検討していきます。

また、JBICにおいても、令和6年9月、ウクライナの復興並びにウクライナ・周辺国の気候変動緩和を支援するものとして、黒海貿易開発銀行との間で、総額1.5億ドルを限度とするクレジットラインを設定しました。

財務省では、我が国の厳しい財政事情を踏まえながら、ウクライナの膨大な支援ニーズに応えるため、IMFやMDBsの知見を活用しつつ、財政支援や復旧・復興支援、JBIC等を通じた支援を進めていきます。

定性的な測定指標

【主要】 政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画

（目標の内容）

世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMDBs等の主要出資国として、低所得国支援等も含めた業務運営に積極的に参画していきます。また、地球規模の課題への対応を強化するためのMDB改革が進むように議論に貢献していきます。

（目標の設定の根拠）

MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

我が国は、本年度もMDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、国際保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野においてMDBsとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。

【国際保健】

- 保健分野では、日本が長年重視してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）達成に向けた取組を更に推進するため、世銀及び世界保健機関（WHO）と連携し、令和7年12月に東京に「UHCナレッジハブ」を立ち上げました。「UHCナレッジハブ」では、保健財政等に関する途上国の財務・保健当局の能力強化の支援等を進めていきます。

- ・ また、世界銀行に設置した日本信託基金（PHRD）を通じ、「UHCナレッジハブ」による支援の実施に向けて300万ドルを拠出し、UHCの推進に向けた各国の技術支援や途上国の高齢化対応支援等を進めています。また、UHCの推進を含む保健システム全体の長期的なレジリエンス強化にリーダーシップをもって取り組むために設立された「保健システムの変革と強靱化に係るマルチドナー基金（HSTRF）」では、共同議長として基金の運営に係る議論をリードしました。
- ・ パンデミックに対する予防・備え・対応（PPR）の強化については、令和4年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」の理事会において、ドナー国として令和7年11月の5億ドル規模の第3回支援案件の決定や、第4回支援案件募集に関する議論等に貢献しました。

【質の高いインフラ投資】

- ・ インフラ分野では、日本の重視する質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるための取組として、様々な取組を行っています。平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」に対し、1,000万ドルを追加拠出したほか、世界銀行東京ラーニングセンターと連携し、「都市開発実務者向け対話型研修」を通じて、途上国の政府関係者及び実務者等に対し、サイバーセキュリティやウォーターフロント開発などの分野における、質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の共有を行いました。
- ・ さらに、MDBsとJICAとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。ADBとJICAの協調融資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金（LEAP）の後継として令和5年12月に立ち上げたLEAP2において、引き続き案件形成に取り組み、インド向けのクリーンエネルギー展開などを支援しました。また、中南米・カリブ地域では、IDBとJICAの協調枠組みである「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み（CORE）」において、引き続き案件形成に取り組み、ガイアナ協同共和国向けの上水道整備などを支援しました。加えて、IDBグループの民間セクター支援機関であるIDB InvestとJICAの協調枠組みである中南米・カリブ地域民間セクター開発信託基金（通称：TADAC）を通じ、アルゼンチン共和国における再生可能エネルギー容量の拡大支援などを実施しました。今後も、MDBsと協力しながら、質の高いインフラ案件の実施を支援していきます。

【防災・気候変動】

- ・ 防災分野では、途上国の国家開発計画や投資プログラムにおいて、日本の重視する防災の主流化を支援するため、「世界銀行東京防災ハブ」に1,800万ドルを追加拠出しました。東京防災ハブでは、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。例えば、令和7年度にジャマイカで発生したハリケーンやスリランカで発生した洪水に対しては、災害発生後速やかに、復旧・復興計画の策定に不可欠な災害による経済被害を評価する「グローバル災害被害迅速判定（GRADE手法）」を通じた支援が行われました。

- ・ 気候変動分野でも、各MDBと連携して、取組を進めています。令和6年には、ADBにおいて、ドナーからの資金貢献をレバレッジとして融資余力を拡大し、アジア・太平洋地域における気候ファイナンスを拡大するメカニズムである、アジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（IF-CAP: Innovative finance Facility for Climate in Asia and Pacific）の運用を開始し、同地域の気候変動対策支援を行っております。日本は同ファシリティの創設ドナーとして6億ドルの信用補完を提供するとともに、案件組成等を支援するグラント枠に2,500万ドルの貢献を行っています。また、高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するインドネシアにおける公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership: JETP）において、ADBとも連携しつつ、共同リード国として議論を主導しています。
- ・ さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）においてより大きな役割を果たせるよう、令和5年のG7日本議長下で立ち上げたRISE（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement: 強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）については、現在、アフリカ・アジア・中南米・カリブ海地域で重要鉱物及びクリーンエネルギー製品のバリューチェーン構築の課題と機会を特定するカントリー・ロードマップの策定や、民間セクターと共にその実行に向けた取組を世銀とともに推進しています。令和7年4月に、世界銀行が、RISE初の成果として、ザンビアのカントリー・ロードマップを策定しました。また、令和7年7月に、インドにおいて、日本政府・日本貿易振興機構（JETRO）の共催により、電池と重要鉱物サプライチェーンに関するビジネス・マッチング及びラウンドテーブルを開催しました。さらに、令和7年11月に、世界銀行が、ザンビアにおいて、ロードマップの履行に向けた官民での情報交換イベントを開催しました。

こうした分野別の取組に加え、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国が重視する分野がそれらの機関の重点政策に位置づけられるよう努めました。

- ・ 世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）においては、令和7年4月、第21次増資（IDA21）に対応するための法案が国会で成立しました。IDA21では、国際保健、自然災害に対する強靱性、債務の透明性・持続可能性など、日本が重視する開発課題が重点政策として位置づけられました。
- ・ 令和7年8月に開催された第9回アフリカ開発会議（TICAD9）において、アフリカ開発銀行（AfDB）と令和8年から令和10年までの3年間を対象期間とする「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第6フェーズ（EPSA6）の下で、最大55億ドルの資金協力を行うことに合意いたしました。また、同会議において、欧州復興開発銀行（EBRD）が支援対象国をサブサハラ・アフリカへ拡大することを踏まえ、日本がEBRDに設置する「日本－EBRD協力基金（JECF）」の中に、アフリカ特別枠としてSTAR（Special Transition Allocation for Africa's Resilience）を設け、3年間で1,000万ユーロ規模の支援を行っていく用意がある旨を表明しました。
- ・ アフリカ開発銀行の低所得国向け支援を行うアフリカ開発基金（AfDF）について、令和7年12月に3年に一度の増資に合意しました（第17次増資（AfDF17））。同増

資における優先政策の二本柱として、質の高いインフラ、債務管理を含むガバナンス強化を掲げる他、同銀行が調達改革や重要鉱物のサプライチェーン支援、保健分野、食料安全保障にコミットするなど、我が国が重視する開発課題が重点政策に位置付けられました。

- ・ 防災や高齢化といった社会課題に対して積み重ねてきた日本の知見と経験が中南米・カリブ地域の課題解決に資することを期待し、重要鉱物、質の高いインフラ、防災、シルバーエコノミー、農業を優先分野として、令和 8 年 3 月に I D B の日本信託基金の下、新たに日本レジリエンス支援枠 (Japan Resilience Initiative) を創設し、2,000 万ドルの貢献を行いました。

また、M D B s の既存資本を最大限活用するための方策を検討する取組 (G 20 による「自己資本の十分性に関する枠組みの独立レビュー (C A F レビュー) 」) の更なる実施や、気候変動やパンデミック等の地球規模の課題への対応強化や開発効果の最大化を図る M D B 改革が進められる中、令和 7 年度においても、各 M D B や G 7 ・ G 20 等における M D B 改革の議論や取組に参加しました。

その他、M D B s における日本人職員の採用も推進しています。

A D B 総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関 (M I G A) 長官、世界銀行開発金融担当副総裁 (所掌事項には国際開発協会 (I D A) 増資を含む) 等、日本人は様々な M D B s で幹部として貢献しています。日本政府としては、M D B s において、日本人職員が一層活躍することを目指し、各 M D B s に対して、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。令和 7 年度には、世界銀行や E B R D がリクルートミッションを行ったほか、I D B が大学やオンラインでのキャリアセミナーを開催、A f D B もアフリカに関心のある学生等に向け、総裁による大学での講演を実施しました。

上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

政6-2-2-B-2 : U H C 実現・パンデミックへの P P R の強化に向けた戦略的な取組への積極的な参画

(目標の内容)

我が国が国際的取組を先導している U H C の実現に向けた議論や、パンデミックへの P P R の強化に向けた議論に積極的に参画していきます。

(目標の設定の根拠)

開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、U H C の実現やパンデミックへの P P R の強化が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加と U H C 実現・パンデミックへの P P R の強化に向けた取組の推進が必要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	UHCは、持続可能な開発目標（SDGs：用語集参照）のターゲットの一つとして挙げられています。 UHCの推進に当たって、財務省はMDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と共同して、開発途上国におけるUHC達成の推進に積極的に取り組んできました。令和7年10月には、世銀及びWHOと共に「保健に関するリーダー連合」の初会合に共同議長として参加しました。さらに、令和7年12月には、財務省、厚生労働省、世銀及びWHOの共催により「UHCハイレベルフォーラム2025」を東京にて開催しました。同フォーラムにおける主催者の共同宣言では、「UHCナレッジハブ」による財務・保健当局の能力強化等を通じて、途上国のUHC達成に向けた取組を支援していくことを確認しました。 また、G7やG20等の国際場裡においても、UHCの推進やパンデミックへのPPR強化の議論を先導しています。令和7年の南アフリカ議長下のG20においては、令和5年の日本議長下のG7で取りまとめた「財務・保健の連携強化及びPPRファイナンスに関するG7共通理解」も踏まえ、財務・保健当局の連携に基づく取組の継続の重要性を主張するなど、日本も積極的に議論に貢献しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。
----------------------------------	---

定性的な測定指標	
	政6-2-2-B-3：気候変動対策及び地球環境保全に向けた議論への積極的な参画 （目標の内容） G7やG20等の国際会議や、我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）、気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）、緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）及び「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化」（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement：RISE）の運営、共同リード国として取り組む公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：JETP）に係る議論等に積極的に参画していきます。 （目標の設定の根拠） 気候変動及び地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における気候変動対策及び地球環境保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。

目標の達成度	
実績及び 目標の達成度の 判定理由	○ 各基金の意思決定機関である評議会、運営委員会、理事会や、令和7年11月に開催されたCOP30での、GEF、GCF、ロス&ダメージに対応するための基金（FRLD）に関する事項についての会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画しました。 GEFについては、第9次増資会合にも出席し、第9次増資期間（2026-2030）におけるGEF運営に関する議論を他のドナー国と連携しリードしました。 RISEについては、アフリカ・アジア・中南米・カリブ海地域南部地域で重要鉱物及びクリーンエネルギー製品のバリューチェーン構築の課題と機会を特定するカントリー・ロードマップの策定や、民間セクターと共にその実行に向けた取組を世銀とともに推進しています。令和7年4月に、世界銀行が、RISE初の成果として、ザンビアのカントリー・ロードマップを策定しました。また、令和7年7月に、インドにおいて、日本政府・

	日本貿易振興機構（JETRO）の共催により、電池と重要鉱物サプライチェーンに関するビジネス・マッチング及びラウンドテーブルを開催しました。さらに、令和 7 年 11 月に、世界銀行が、ザンビアにおいて、ロードマップの履行に向けた官民での情報交換イベントを開催しました。 また、JETP において、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しています。 このほか、IF-CAP 等、ADB において進められているアジア・太平洋地域の気候変動対応を支援する取組にも積極的に参画しています。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。
--	---

定性的な測定指標

政6-2-2-B-4：ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援

（目標の内容）

我が国の厳しい財政事情も踏まえつつ、G 7 や国際機関をはじめとする国際社会と一層緊密に連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行っていくため、必要となる施策を講じていきます。また、ウクライナの復興も見据え、民間資金の動員に向けた取り組みも行っていきます。

（目標の設定の根拠）

令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしており、G 7 や国際機関をはじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行うことが重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

令和 5 年 4 月の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正に基づいて、世界銀行のウクライナ復旧・復興基金（ADVANCE）に令和 8 年 3 月までに 125 億ドルの国債を拠出し、信用補完を行うことで、世界銀行の融資による財政支援を実現しました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じて、同国の流動性の確保にも取り組んでいます。

これに加え、ロシアの凍結資産の特別収益を返済財源に活用した「特別収益前倒し融資（ERA ローン）」について、令和 7 年 6 月、JICA とウクライナ政府との間で円借款貸付契約に調印し、既に 2,784.5 億円を供与済（令和 8 年 3 月末時点）であり、着実に支援を実施しています。

復旧・復興に向けては、民間セクターの役割も重要であり、我が国は、日本が第 1 号ドナーとして貢献している、多数国間投資保証機関（MIGA）のウクライナ復興・経済支援（SURE）信託基金を通じて、保証の仕組みを活用することでウクライナの民間セクターの活動の支援に取り組んでおり、日本は本基金に 1,000 万ドルを追加拠出しました。加えて、令和 5 年 12 月に合意された、EBRD のウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第 2 位の出資国として参画し、令和 7 年 9 月には第 2 回目の払込みを行いました。

	また、J B I Cにおいても、令和 7 年 5 月、ウクライナのキーウにおいて実施する 3 D プリント義足などの製造・販売事業に必要な資金を提供するため、融資金額 1,800 万円を限度とする貸付契約を締結しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。
--	---

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	M D B s 等を通じた支援に関しては、上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載の通り、各機関における増資の合意に貢献し、我が国が開発政策において重点政策と位置付けるテーマを M D B s の政策に反映させることにより、主要出資国として M D B s の業務運営に積極的に参画しました。また、各機関への着実な資金拠出による合意の履行を通じて、重点分野における日本と M D B s の間の連携を深めることができました。また、G 7 や G 20、各 M D B において行われた地球規模課題への対応強化のための M D B 改革の議論にも参画しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国際開発金融機関（M D B s）に対する主要国の出資」 ○参考指標 2 「国際開発金融機関（M D B s）等に対する拠出金」 ○参考指標 3 「国際開発金融機関（M D B s）の活動状況」 ○参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲（総 5-1：参考指標 5）】 ○参考指標 5 「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総 5-1：参考指標 6）】 ○参考指標 6 「国際協力銀行（J B I C）によるサムライ債発行支援の実績」

政 6 - 2 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：国際開発金融機関（M D B s）に対する主要国の出資 (単位：%)

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (I B R D)	国際開発協会 (I D A)	国際金融公社 (I F C)	多数国間投資保証機関 (M I G A)
日本	7.4% (2 位)	16.6% (2 位)	7.5% (2 位)	5.1% (2 位)
1 位	米 16.7	米 19.6	米 18.1	米 18.4
2 位	日 7.4	日 16.6	日 7.5	日 5.1
3 位	中 6.2	英 12.1	独 5.3	独 5.0
4 位	独 4.4	独 9.8	英・仏 4.9	英・仏 4.8
5 位	英・仏 4.0	仏 7.0	-	-

	アジア開発銀行			
	通常資本 (O C R)		アジア開発基金 (A D F)	
日本	15.6% (1 位)		38.3% (1 位)	
1 位	日・米	15.6	日	38.8
2 位	-	-	米	12.8
3 位	中	6.4	豪	8.4
4 位	印	6.3	加	5.8
5 位	豪	5.8	独	5.5

	米州開発銀行グループ					
	米州開発銀行				米州投資公社（I I C）	
	米州開発銀行（I D B）		多数国間投資資金（M I F）			
日本	5.0%（域外国中1位）		33.1%（1位）		4.0%（域外国中4位）	
1位	米	30.7	日	33.1	アルゼンチン	14.0
2位	ブラジル	11.2	米	31.6	米	12.7
3位	アルゼンチン	11.2	スペイン	6.9	ブラジル	12.1
4位	メキシコ	7.2	韓	3.5	メキシコ	6.8
5位	日	5.0	中	3.0	中	5.1

	アフリカ開発銀行グループ					欧州復興開発銀行		
	アフリカ開発銀行 (A f D B)		アフリカ開発基金 (A f D F)					
日本	4.9%（域外国中 3 位）		10.0%（域外国中 5 位）		日本	8.6%（2 位）		
1 位	ナイジェリア	8.4	米	10.9	1 位	米	10.1	
2 位	モロッコ	6.8	英	10.7	2 位	日・英・独・仏・伊	8.6	
3 位	独	5.9	独	10.7				
4 位	米	5.7	仏	10.1	3 位	露	3.6	
5 位	エジプト	4.9	日	10.0				

(出所) 各機関年次報告書等 (令和 7 年度末時点の最新版)。

参考指標 2 : 国際開発金融機関 (M D B s) 等に対する拠出金

(単位 : 億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
M D B s	440.1	824.7	1032.3	488.7	477.4
世界銀行グループ	270.5	710.0	883.0	344.1	295.1
アジア開発銀行	132.9	69.1	94.2	94.9	105.7
米州開発銀行	20.5	18.4	20.6	15.4	30.5
アフリカ開発銀行	6.2	8.3	25.8	23.5	25.5
欧州復興開発銀行	9.9	18.9	8.8	10.7	20.7
I M F 拠出金	112.1	178.7	43.7	60.3	50.6
合計	552.2	1003.5	1076.0	549.0	528.0

(出所) 国際局開発政策課、開発機関課及び国際機構課調

(注 1) 各年度の決算額を記載。

(注 2) 四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

参考指標 3：国際開発金融機関（MDBs）の活動状況

世界銀行（セクター別融資等承諾額）

（単位：億ドル）

	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
農業・漁業・林業	41.7	76.2	83.5	45.0	165.8
教育	56.0	34.3	37.0	43.8	44.4
エネルギー・採取産業	61.8	67.7	102.6	119.3	116.0
金融セクター	57.4	32.2	54.6	48.7	64.1
保健	64.5	105.2	53.9	69.7	63.4
産業・貿易・サービス	52.0	42.3	46.1	36.8	37.8
情報通信技術	19.2	17.5	23.2	28.9	12.6
行政	112.4	126.8	172.4	123.9	165.8
社会的保護	111.5	82.4	73.5	77.9	79.1
運輸	46.4	82.0	35.5	55.1	120.8
水・衛生・廃棄物処理	42.6	41.4	46.1	38.6	36.1
社会的持続可能性・社会的包摂	－	－	－	－	12.0
合計	665.5	708.0	728.2	687.6	807.5

（出所）世界銀行年次報告書

（注 1）世界銀行の年度は、前年 7 月 1 日～当年 6 月 30 日。

（注 2）国際復興開発銀行（IBRD）及び国際開発協会（IDA）の合計。

（注 3）2025 世銀年度の年次報告書より「社会的持続可能性・社会的包摂」が追加されたため、令和 8 年政策評価書より追記。

アジア開発銀行（セクター別融資等承諾額）

（単位：億ドル）

	令和 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
農業・天然資源	14.9	22.2	32.3	26.4	22.5
エネルギー	18.4	14.5	22.3	38.3	35.1
金融	41.2	56.9	36.1	58.9	72.6
産業・貿易	7.2	2.4	6.6	1.0	4.7
教育	9.8	8.0	13.9	5.4	19.1
保健・社会保障	58.8	8.2	22.8	11.5	15.3
給水・衛生・廃棄物処理	19.9	11.0	19.2	33.5	21.1
運輸・通信	34.5	44.3	48.7	35.8	56.9
公共政策	22.9	37.3	33.5	32.2	43.9
多目的	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
合計	227.6	204.7	235.4	243.0	291.5

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注 1）アジア開発銀行の年度は、1 月 1 日～12 月 31 日。

（注 2）アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀行 グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	(令和 6 年度)	256 (134)	136 (46)	20 (8)	11 (2)	22 (14)
	(令和 7 年度)	267 (131)	144 (52)	19 (7)	12 (3)	20 (12)
日本人幹部職員数 (令和 7 年度)		4 (1)	30 (9)	3 (1)	3 (1)	1 (0)
日本人比率 (令和 7 年度)		2.7%	9.5%	0.7%	0.7%	0.7%

(出所) 各機関資料、理事室調

(注 1) () 内は女性職員数。

(注 2) 各機関の会計年度末 (世界銀行グループは 6 月末、その他 MDBs は 12 月末) の数値。

参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 5)】

参考情報 JICA と MDBs の協調融資の枠組み

我が国は、MDBs の専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、JICA の円借款と MDBs の協調融資を行っています。

具体的には、アフリカ開発銀行との協調枠組みとして「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第 6 フェーズ (Enhanced Private Sector Assistance for Africa : EPSA 6)、米州開発銀行との協調枠組みとして「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み」(Cooperation for Economic Recovery and Social Inclusion : CORE) を実施しているところです。

参考指標 5 「国際協力銀行 (JBIC) の出融資保証業務実施状況」【再掲 (総 5 - 1 : 参考指標 6)】

参考情報

国際協力銀行 (JBIC) 業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止・その被害への対処に努めており、令和 7 年度の JBIC 出融資および保証の承諾額合計は約 27,520 億円でした。

参考指標 6 : 国際協力銀行 (JBIC) によるサムライ債発行支援の実績 (令和 7 年度)

(単位 : 億円)

支援形態	発行体	サムライ債発行額
一部取得	ポーランド開発銀行	473
保証	コートジボワール共和国政府	500

施策	政 6-2-3 : 債務問題への取組
取組内容	我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ (主要債権国会合) 合意に基づき、公的債権の繰り延べや削減を行っています。近年においては、開発途上国に対する資金援助の構造も変化してきており、中国等のパリクラブ以外の新興援助国からの資金が増加する傾向にあります。また、開発途上国自身による債券発行も含めた民間からの資金借入も増加しています。その一方で、IMF や世界銀行においては、我が国を含めた全ての債権者やドナーが、債務持続可能性分析の枠組に沿った行動をとるよう促しています。

財務省としても、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、国際社会における議論に積極的に参画しています。また、IMF・世界銀行の各信託基金（「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等を実施しています。加えて、債権国と世界銀行それぞれが保有する債務データを突合する取組を主導し、多額のギャップを把握するなど、債務の透明性・正確性の向上に取り組んでいます。

G20及びパリクラブは、令和2年11月、「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）後の債務措置に係る共通枠組」（以下「共通枠組」といいます。）に合意しました。「共通枠組」の下での債務措置は、一部の新興国が、プロセスの前進に非常に時間を要していますが、令和5年10月にはザンビア、令和6年6月にはガーナの覚書について合意に至り、エチオピアの議論も進展しています。我が国は、国際機関や他の債権国と密に連携を図り、迅速な債務措置の妥結に向けて、対処しています。また、「共通枠組」対象外の中所得国の債務問題についても、スリランカの債務再編を交渉する債権国会合の共同議長を担う等、我が国が主導してプロセスを進め、令和5年11月には同債権国会合とスリランカ政府との間で債務再編にかかる基本合意に至り、令和6年6月に債権国会合とスリランカが基本合意に沿った債務再編の詳細を規定する覚書に合意し、同意書への署名も完了しました。このように、我が国は、具体的な債務措置に向けた議論への参画を通して、開発途上国の債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けて、取り組んでいます。

今後も、債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。

定性的な測定指標

【主要】 政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画

（目標の内容）

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。また、G7やG20等の国際的枠組みにおいて、我が国は、債権データの国際機関への共有を債権国に働きかけること等を通して、債務の透明性・正確性の向上に引き続き取り組んでいます。

（目標の設定の根拠）

新興援助国や民間からの資金流入の変動等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことや、債権国による債務の透明性・正確性向上への協力が重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由	【債務透明性・債務持続可能性確保の取組】 債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けて、債務者及び公的・民間の債権者を含む幅広い関係者の協働が必要との認識の下、IMF、世界銀行やG7・G20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、以下の通り積極的に参画しました。 ・ 債務透明性の向上に向けて、G7等有志の債権国が世界銀行に債権データを共有し、世界銀行が保有する債務データと突合を行う取組の重要性について、G20などの国際会議の場で積極的な発言を行いました。 ・ 途上国の債務持続可能性確保に向け、日本が拠出するIMF・世界銀行の信託基金（「決定のためのデータ基金」や「債務管理ファシリティ」）のドナー国会合への参加を含めて、債務国の債務管理能力の強化を目指す技術支援等の取組に貢献しました。 ・ パリクラブやG20等途上国の債務問題の解決を目指した議論を行う会議に際して情報収集に努めるとともに、会議での積極的な発言を行いました。 【「共通枠組」等の債務再編の進展及びG20「債務持続可能性に関する閣僚宣言」の採択】 ・ 令和2年11月にG20及びパリクラブが合意した「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）の下での債務再編について、令和7年7月にエチオピア政府と公的債権者委員会の間で覚書の合意に至る等の進展がありました。「共通枠組」外の債務再編については、令和7年1月にキューバ共和国がキューバ債権国グループとの協議において到達した結論に基づき、同年7月にキューバ共和国と日本国政府の間で債務救済措置に関する書簡の交換を行いました。 ・ 令和7年10月には、「共通枠組」など、これまでの取組を振り返りつつ、今後も更なる行動を進めていく決意を示した「債務持続可能性に関する閣僚宣言」が採択されたG20の議論に貢献しました。更に、IMF・世界銀行・G20議長国が主催するグローバル・ソブリン債務ラウンドテーブル（GSDR）に参加し、国際金融機関・官民債権者・債務国等の主要な関係者が、建設的な態度で議論に臨む中、議論に貢献する役割を果たしました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。
----------------------------------	--

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	我が国は、債務透明性・債務持続可能性確保に向けたIMF・世界銀行、G7・G20、パリクラブ及びGSDR等の国際的枠組における議論や技術支援の取組に積極的に参画するとともに、G7及び有志の債権国が世界銀行に債権データを共有し、世界銀行が保有する債務データと突合を行う取組について、継続実施に貢献しました。 パリクラブにおいては、途上国の債務問題へ対処するため、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。また、「共通枠組」等の債務再編の進展に貢献するとともに、G20において「共通枠組」など、これまでの取組を振り返りつつ、今後も更なる行動を進めていく決意を示した「債務持続可能性に関する閣僚宣言」の採択にも貢献を果たしました。 以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
取組内容	開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等のための協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。 この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施のほか、海外の研究機関との交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。 また、開発途上国の税関当局に対しても、世界税関機構（WCO）（用語集参照）をはじめとする国際機関等とも連携しながら、開発途上国自身が自立的に国際標準に則った形で、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を行えるよう支援に取り組んでいきます。 同時に、これまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。 政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、測定指標として設定しています。

定量的な測定指標						
[主要] 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度(研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合) (単位：%)	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上
	実績値	99.6	99.1	99.8	99.4	99.0
(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課 (目標値の設定の根拠) 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
-----------	--------

評定の理由	関税局・税関では、開発途上国の税関職員に対して、ニーズを的確に把握した上で、世界税関機構（WCO：用語集参照）等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、研修及びセミナーを実施しました。 財務総合政策研究所では、令和 7 年度は、対面形式でのセミナーを実施しました。また、講義内容に関しても、国際的な議論が活発な論点のみならず、できるだけ参加者の関心に沿う内容とするなどの工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました（参考指標参照）。 実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されている JICA 専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。
---------------------	---

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「研修・セミナー等の実施状況」

政 6 - 2 - 4 に係る参考情報

【財務総合政策研究所による知的支援】

	令和 7 年度の実施状況	
受入研修	財政経済セミナー	令和 7 年 9 月～10 月、開発途上国の財政・経済の政策担当者の人材育成を図るため、東南アジア及び中央アジア等から財務省等の若手幹部候補生を日本に受け入れ、財政・金融分野の講義や関係機関への視察を実施しました。
専門家派遣	カンボジア中小企業金融支援	令和 7 年 5 月、プノンペンへ専門家を派遣し、カンボジア中小企業銀行に対して融資審査に関するセミナーを実施しました。
	PRI-UMOE F-BFA 合同セミナー	令和 8 年 3 月、ウズベキスタン経済財務省（UMOE F）及びウズベキスタン金融財政アカデミー（BFA）との合同セミナーを対面方式で開催し、財務総研から、UMOE F 職員及び BFA 学生等に対する講義を実施しました。

【関税局・税関による知的支援】

	令和 7 年度の実施状況	
受入研修	二国間援助経費	ASEAN や太平洋島嶼国、アフリカ等の開発途上国の税関職員に対して、リスク管理や品目分類等の分野において、相手国の支援ニーズに即した技術支援を実施しました。
	JICA プログラム	JICA と協力して、開発途上国の税関職員を対象に、主に日本の税関行政の全般的な知識の修得を目的とした課題別研修等を実施しました。
	WCO プログラム	- WCO に加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO 事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 - WCO 事務局と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域ワークショップを実施しました。

専門家派遣	二国間援助経費	ASEANや南西アジア等の開発途上国の税関職員に対して、事後調査等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国税関の実情に即した技術支援を行いました。
	JICAプログラム	カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを併用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。
	WCOプログラム	- WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、WCOが実施する地域ワークショップ等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。 - WCOが、JICAの協力を得て実施する西部アフリカ、東・南部アフリカ諸国、太平洋島嶼国及び中央アジア・コーカサス地域の税関職員を対象とする教官養成プログラム（マスタートレーナープログラム）のもとで開催されたワークショップ等に専門家を派遣し、技術支援を行いました。

参考指標 1：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

[受入研修・セミナーの実績]

(単位：件、人)

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
案件数	財務総研	2	4	5	2	2
	関税局	9	21	30	26	29
	合計	11	25	35	28	31
受入人数	財務総研	17	416	180	34	24
	関税局	182	218	330	240	253
	合計	199	634	510	274	277

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

(注) 令和3年度の受入研修はすべてオンラインで実施し、令和4年度から令和7年度までは一部オンラインで実施した。

[専門家派遣の実績]

(単位：件、人)

		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
案件数	財務総研	0	2	3	2	2
	関税局	51	46	55	63	56
	合計	51	48	58	65	58
派遣人数	財務総研	0	9	16	9	14
	関税局	133	111	114	129	130
	合計	133	120	130	138	144

(出所) 財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

(注1) 専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

(注2) 令和3年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施し、令和4年度から令和7年度までは一部オンラインで実施した。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組めます。

JICAに関しては、JICA法改正案に基づく民間資金動員の一層の活用も含めて、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。

JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。

	MDBs に関しては、引き続き主要出資国としてMDBs の業務運営及びG7・G20等における議論に積極的に参画していきます。 国際保健に関しては、財務・保健当局の連携を通じた、パンデミックへの予防・備え及び対応（PPR）の強化やUHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、国際的な議論に積極的に参画する他、令和7年に設立された「UHCナレッジハブ」を通じ、途上国の財務・保健当局者の能力強化支援等に取り組んでいきます。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。また、JETPにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導していきます。 債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ及びGSDR等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。 知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施していきます。 また、令和7年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和9年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。
財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	政策目標に係る予算額等の状況：令和5～7年度一般会計補正予算書（財務省）、令和8年度一般会計予算書（財務省）、令和5～6年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）
前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。 JICAに関しては、改正JICA法に基づく民間資金動員の一層の活用も含めて、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進した。 JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。 MDBs に関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。

国際保健に関しては、財務・保健当局の連携を通じた、パンデミックへの予防・備え及び対応（P P R）やU H Cの達成に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G 20等の国際的な議論に積極的に参画した他、令和 7 年12月に「U H Cナレッジハブ」を立ち上げた。

我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、G E FやC I F及びG C Fの運営に係る議論に、積極的に参画しました。また、J E T Pにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として議論を主導しました。

債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、I M F、世界銀行、G 20やパリクラブ及びG S D R等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画しました。

知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施しました。

また、令和 6 年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和 8 年度予算において、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	86,956,361 千円	
	（項）経済協力費	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	86,956,361 千円	
	（事項）経済協力に必要な経費	82,813,243 千円	83,435,692 千円	85,418,065 千円	86,956,361 千円	
	内 アジア開発銀行等拠出金	34,582,052 千円	34,540,091 千円	34,540,093 千円	36,222,480 千円	001385～ 001387 001389～ 001404 001408 021600
	内 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門出資金	47,840,000 千円	48,480,000 千円	50,480,000 千円	50,280,000 千円	001406
	内 米州投資公社出資金	-	27,800 千円	-	16,688 千円	005638
	その他	391,191 千円	387,801 千円	397,972 千円	437,193 千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	76,544,732 千円	56,524,418 千円	30,753,478 千円		
	繰越等	-	-	N. A.		

	合 計	159,357,975 千円	139,960,110 千円	N. A.		
	執 行 額	159,269,180 千円	139,880,000 千円	N. A.		

(概要)

アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

(注) 令和 7 年度「繰越等」「執行額」等については、令和 8 年11月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月
-------	--	----------	------------